

第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画

平成23年3月

静岡県 小山町

はじめに

急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、社会経済のグローバル化など、日本社会全体が大きな転換期を迎えています。

このような社会変化にともなう課題を解決するためには、男性も女性も互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠となります。

本町におきましては、平成18年3月に、「第2次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定し、平成18年度から平成22年度の計画期間において、男女共同参画の意識づくりに関する講座や、仕事と家庭の両立のための子育て支援サービスの実施、町民の健康支援のための健康診断の充実など、男女共同参画のための各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかしながら、政策や方針決定過程への女性の参画の状況や、女性が継続就業できる環境整備など、解決しなければならない課題がまだ多く存在します。

このため、社会経済情勢等の変化に対応し、本町におけるさらなる男女共同参画の推進のため、このたび、「第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定しました。

今後、誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現をめざし、町はもとより、町民、事業者のみなさまや関係機関の方々のご理解、ご協力をいただきながら、計画の諸施策を積極的に実行していきたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました多くの関係者の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

小山町長 高橋 宏

目 次

第 1 章 計画策定の背景	1
1 計画策定の背景について	2
第 2 章 計画の基本的な考え方	5
1 計画の基本的な考え方について	6
(1) 男女共同参画社会とは	6
(2) 計画策定の経緯	7
(3) 計画の目的	7
(4) 計画の性格	7
(5) 計画の期間	7
第 3 章 基本計画	9
1 基本計画体系図	10
2 施策の展開	
基本目標 1 男女共同参画をすすめお互いを尊重する	11
基本目標 2 男女の人権の尊重と自立の意識を確かにする	17
基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり	25
第 4 章 計画推進の方法	37
1 計画の推進方法について	38
<参考資料>	39
男女共同参画社会基本法	40
第 3 次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定の経過	45
小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員会要綱	46
小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員名簿	47

第 1 章 計画策定の背景

1 計画策定の背景について

（世界）

国際連合が国際婦人年とした昭和50年（1975年）、第1回世界女性会議がメキシコで開かれました。ここでは、平等（男女平等の促進）・開発（経済、社会、文化発展への女性の参加）・平和（国際友好と協力への女性の貢献）を目標に掲げ、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。それに続く昭和51年（1976年）からの10年間を「国連婦人の十年」と定め、この間昭和54年（1979年）に「女子差別撤廃条約」の採択、最終年の昭和60年（1985年）に「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択するなど、各国政府に対し女性差別撤廃に向けた具体的な行動を呼びかけました。平成7年（1995年）の北京会議において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全実施を図るために、第2次見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。平成12年（2000年）にはニューヨークで「女性2000年会議」が開催されました。この会議では各国の決意表明や理念を掲げた「政治宣言」と行動綱領の実施を促す「成果文書」が採択されました。また、北京会議から10年が経過した平成17年（2005年）には、第49回国連女性の地位委員会（通称「北京+10」）がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた宣言が採択されました。平成18年（2006年）には、東京で、「第1回 東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、本閣僚会合を年次開催するといった決定を含む「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

平成19年（2007年）にはインドで「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催されました。また、平成22年（2010年）には、APEC（アジア太平洋経済協力会議）に加盟する21ヵ国・地域から、産業界、学界、行政、民間団体等様々な分野で活躍する女性が日本に集まり、「女性リーダーズネットワーク会合」が9月に開催され、経済活動への女性参画推進に向けた政策提言がなされました。

（日本）

わが国においても国際的な動きと歩調を合わせて取り組みを進め、女性に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため昭和52年（1977年）に「国内行動計画」を定め、以後10年間に取り組んでいく基本方針と課題が示されました。その後、国連総会で採択された「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、昭和59年（1984年）に「国籍法」及び「戸籍法」の改正、昭和60年（1985年）には「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備を経て、この年にこの条約に批准しました。

昭和62年（1987年）には男女共同参画社会の形成を目指した「西暦2000年に向け

ての新国内行動計画」を策定し、その後「育児休業法」や「パートタイム労働法」「育児・介護休業法」を制定するなどの法整備をはじめ、高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一履修を学習指導要領に定めるなどの取り組みがすすめられました。

さらに第4回世界女性会議（北京会議）で採択された「北京宣言及び行動綱領」の要請に基づく形で平成8年（1996年）12月に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。さらに平成11年（1999年）4月に「改正男女雇用機会均等法」が施行され、6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成12年（2000年）12月には男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。平成17年（2005年）には、これまでの取り組みを評価・総括し、「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成19年（2007年）12月には、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できる社会を目指すため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。平成22年（2010年）には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画は、男性や子ども、地域における男女共同参画の推進策を含む15の重点分野を掲げ、平成32年（2020年）までを見通した長期的な政策の方向性、平成27年（2015年）年度末までに実施する具体的施策とが明確化されています。

（静岡県）

静岡県では、昭和52年（1977年）、労働部に婦人問題担当窓口の設置以降順次、昭和55年（1980年）生活環境部へ婦人対策室の設置、平成11年（1999年）の生活・文化部に県民生活総室女性政策室を設置するまで、女性行政の推進体制の整備を図ってきました。

また、「世界行動計画」の呼びかけや「国内行動計画」の指針に基づいて昭和61年（1986年）には、「婦人のための静岡県計画」を策定しました。さらに、平成5年（1993年）には女性行政の推進の核となる女性総合センター（平成15年に男女共同参画センターに改名）「あざれあ」を開館するとともに、「静岡県女性行政推進会議」を組織し、その後平成8年（1996年）には、県民、市町村、企業などの実践行動のガイドラインとなる「男女が共に創るしずおかプラン」、平成12年（2000年）には「男女が共に創るしずおかプラン・第2次アクションプログラム」を策定し、女性行政の総合化、施策の方向等を示しました。

さらに、平成13年（2001年）には、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、「静岡県男女共同参画推進条例」が公布・施行されました。平成15年（2003年）には、条例の基本理念を具現化し、実行性のある施策を展開していくために、「静岡県男女共

同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”」が策定されました。平成 19 年（2007 年）には、社会経済環境の変化やこれまでの成果・課題等を踏まえて、計画後期に当たる平成 19～平成 22 年度（2007～2010 年度）の施策の展開方向を重点的に示した「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”」後期実践プラン 2007 年度～2010 年度）が策定されました。平成 23 年（2011 年）には、平成 23～32 年度（2011～2020 年度）までを計画期間とする「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

（小山町）

国が策定した「男女共同参画 2000 年プラン」では、住民に直接携わる市町村においても同様の取り組みを行うよう要請しており、また、「男女共同参画社会基本法」でも、市町村における計画策定の努力義務が定められました。

小山町においても平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画計画」の策定に着手し、庁内検討組織の「小山町男女共同参画社会づくり行政委員会」と住民意見を反映させるために町内関係団体・機関の代表者や有識者等による「小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員会」を発足させ、平成 12 年（2000 年）に平成 13 年度から平成 17 年度を計画期間とする「小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定しました。

また、平成 18 年（2006 年）3 月には、平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間とする「第 2 次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定し、施策の積極的な進行を図りました。

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方について

(1) 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

すなわち、男女の人権が等しく尊重され、社会参加の意欲にあふれた女性が自らの選択によっていきいきと活躍でき、男性も家庭や地域での役割を担い、お互いが支えあい、利益も責任も分かち合える、いわば、女性と男性のイコール・パートナーシップ¹で築き上げるバランスのとれた社会です。

真に豊かな社会を実現するためには、家庭で女性だけが家事や育児・介護を担い、男性はもっぱら外で働き家計を支えるなどの固定的な役割分担にとらわれず、男女の性別にかかわらず自由に多様なライフスタイルが選択できる社会構造の実現が不可欠です。

しかし、我が国の現状を見ると、法律・制度上においては男女の平等がほぼ達成されつつあるものの、女性の政策・方針決定への参画や職場における平等な能力発揮機会は十分とはいえません。

また、女性の家事・育児・介護における負担が重いなど、さまざまな面での男女共同参画が、男女共同参画先進諸国と比較しても不十分であり、「男性は仕事、女性は家庭と子育て」などの固定的な男女の役割分担意識や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という社会的・文化的な性差は、依然として残っています。

そのために、私たち一人ひとりが固定的な男女の役割分担意識を改め、男女が政治の場や職場、家庭でともに参画し、いきいきと充実した人生を送ることができる社会の実現をめざします。

¹ イコール・パートナーシップ【Equal Partnership】：「対等で友好的な関係」のこと。

（２） 計画策定の経緯

本町では、平成１８年（２００６年）３月に、「第２次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定し、平成１８年度から平成２２年度の計画期間において、男女共同参画の推進を図ってきました。しかし、平成２２年６月に実施した男女共同参画に関する町民意識調査によると、男性優遇社会であると感じている人が７割を占めており、男女共同参画の実態面の進捗状況は、法律や制度面の整備状況に比べて緩やかであります。このような現状や、「第２次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」の計画期間が平成２２年度をもって終了すること、また社会経済情勢等の変化に対応し、本町におけるさらなる男女共同参画の推進をめざして、「第３次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定するものであります。

（３） 計画の目的

この計画は、小山町における男女共同参画社会を実現するために、町民と行政とが取り組んでいく具体的な方策を明らかにすることを目的としています。

（４） 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」における市町村男女共同参画計画の策定努力義務に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案しつつ、「第４次小山町総合計画」をはじめ、町の主要な計画との整合性を図り、総合的かつ具体的に男女共同参画社会の形成を推進するための計画です。

（５） 計画の期間

計画の期間は、平成２３年度（２０１１年）から平成２８年度（２０１６年）までの６年間とします。

*** 第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定にあたって ***

● この計画書で使用している「男女共同参画に関する町民意識調査」について

- ◇ 平成22年6月に、20歳以上の町民を対象に500人を無作為に選び、調査を行いました。
- ◇ 結果 回答者数：173人（回答者の男女比：男性40%、女性58%、無回答2%）
回収率：35%
- ◇ 比率は百分比であらわし、小数点第1位を四捨五入していますので、百分比の合計が100%にならない場合があります。
- ◇ 一部の設問において複数回答されている項目があり、その百分比の合計は100%を超える場合があります。

● 表示説明【 区分について 】

- ◇ 継続・・・平成17年度策定の「第2次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」から引き継いだ事業
- ◇ 見直し・・・平成17年度策定の「第2次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」の内容を見直し、本計画（「第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」）において実施する事業
- ◇ 新規・・・本計画（「第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」）において、新たに実施する事業

第 3 章 基本計画

1 基本計画体系図

将来像

だれもが活躍できる男女共同参画社会の実現

基本目標	施策の方針	施策の方向
1 男女共同参画をすすめるお互いを尊重する	(1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる	①政策・方針決定の場への女性登用と参画の拡大 ②リーダー育成と研修・学習機会の充実と提供 ③職場における男女共同参画の推進
	(2) 地域活動における男女共同参画促進と国際社会への理解をすすめる	① 地域活動への共同参画支援 ② 男女共同参画の視点に立った防災に強いまちづくり ③ 国際的視野に立った男女共同参画
2 男女の人権の尊重と自立の意識を確かにする	(1) 男女共同参画のための意識づくりをすすめる	① 広報・意識啓発活動の充実
	(2) 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る	①生涯を通じた男女平等意識の促進 ②学校教育等における男女平等意識の促進
	(3) 男女間の暴力の根絶をめざす	①男女間における暴力等人権侵害排除に向けた取組
3 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり	(1) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる	①働く場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ②働きたい女性のための就業援助の充実 ③多様な就業形態への支援 ④農業・商工業など自営業におけるパートナーシップの確立
	(2) 仕事と生活の調和をめざす	①仕事と家庭の両立支援 ②ひとり親家庭等への支援 ③母子の健康支援
	(3) 生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる	①生きがいと健康づくりの支援

2 施策の展開

基本目標 1 男女共同参画をすすめお互いを尊重する

男女共同参画社会の実現には、女性の政策・方針決定過程への参画が重要です。

しかしながら、政策・方針決定の機会は、男性に比べて少ないのが現状です。

あらゆる分野において、男女がともに責任を分かち合い、協力して社会を支えているためには、さまざまな政策や方針を決定する場に、男性だけでなく女性も参画することが必要です。

(1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる

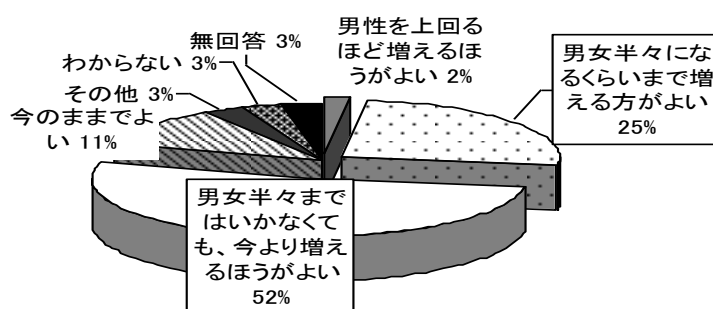
小山町の各種審議会等²委員の女性比率は、全体の19.5%（平成22年4月1日現在）となっています。平成18年1月1日現在の16.3%から増えてきてはいるものの、女性委員の人材発掘、育成が課題となっています。

また、男女共同参画に関する町民意識調査（以下、町民意識調査）では、「議員や審議会など、政策・方針決定の場への女性の参画」に関する問いに対し、約8割の人が、女性の参画が今よりも増えるほうがよいと回答しています。（図1-1）

そこで町では、女性登用率の設定や委員選考の見直しを行い、審議会等への女性の参画をすすめるとともに、学習機会を提供し、女性のエンパワーメント³を推進します。

また、事業所等に対しても女性登用や、性別役割分担意識の解消に努めるよう啓発します。

図1-1：審議会等への女性の参画について



男女共同参画に関する町民意識調査（H22）

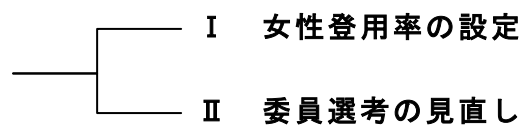
² 各種審議会等：ここでは、地方自治法第202条の3に基づく審議会等、その他法律、条令により設置された委員会等及び附属機関に準じ規則、要綱等により設置された委員会等を指す。行政委員会は除く。

³ エンパワーメント【Empowerment】：直訳すると「力をつける」という意味。女性が政治・経済・社会・家庭等社会のあらゆる分野で、自分で決定し、行動できる能力を身につけることが男女共同参画社会においては重要だという考え方。

目標（指標）

指標No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
1	審議会等の女性委員比率（％）	19.5	30 (H32)	町が設置する審議会等の女性委員の比率
2	女性リーダー研修会の実施（回数）	0	実施	女性リーダー育成のための研修会等の開催

① 政策・方針決定の場への女性登用と
参画の拡大



NO.	施策の内容	区分	担当課等
1	I 女性登用率の設定 ・国の「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度になるよう期待する。」（平成15年男女共同参画推進本部決定）という目標を踏まえ、町においても平成32年度（2020 年）までに町の審議会等の女性委員の比率30％以上をめざします。	継続	全庁
2	II 委員選考の見直し ・各種審議会及び委員会の委員の選考にあたっては、公募などの方法により、広い視野に立って行い、あて職と兼任を縮減し、推薦による場合は団体の長に限らない選出を要請するなど、幅広い意見の反映に努めます。	見直し	全庁

② リーダー育成と研修・学習機会の充実と提供 ————— I 女性リーダーの育成

NO.	施策の内容	区分	担当課等
3	I 女性リーダーの育成 ・女性リーダー育成のための研修会等の開催や学習機会についての情報提供を行い、女性の参加を促進します。	継続	企画調整課 生涯学習課

③職場における男女共同参画の推進 ―――― I 職場における性別役割分担意識の解消

NO.	施策の内容	区分	担当課等
4	I 職場における性別役割分担意識の解消 ・各事業所における女性の登用や、女性管理職登用の啓発に努めます。	見直し	企画調整課 商工観光課
5	・男女の配属先を固定化せず、それぞれの能力を発揮できるように配慮します。また研修は、男女問わずに公平に機会を与え、資質と能力の向上に努めます。	見直し	総務課

(2) 地域活動における男女共同参画促進と国際社会への理解をすすめる

住みよい地域をつくっていくためには、そこに住む人々が積極的に地域活動に参加していくことが欠かせません。

人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、生活に様々な変化が生じている中で、生活の基盤となっている地域社会の役割はさらに増しています。

町民意識調査によると、「自治会・町内会の活動」や「趣味・スポーツ等のサークル活動」など、さまざまな地域活動に参加している方もいますが、(図 1-2)「仕事が忙しく、時間がない」「自分の健康や体力に自信がない」「自分のやりたい活動をしているグループや団体を知らない」と回答した人も多く、町民の地域活動への参画支援、促進が課題となっています。(図 1-3)

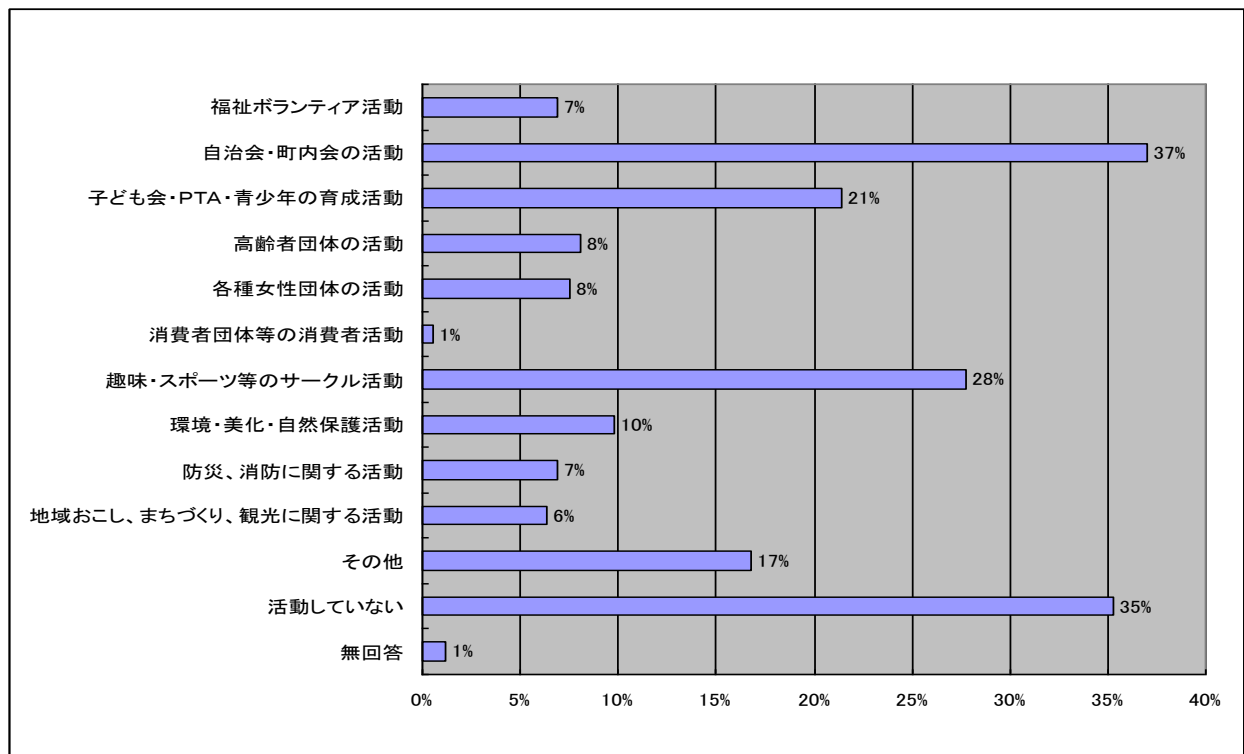
町では、ボランティア活動やNPO⁴活動などさまざまな地域活動に町民が積極的に参加できるよう機会の創出をすすめます。

また、防災、防犯活動における男女共同参画促進のため、女性消防団や女性防災リーダーへの参加をよびかけます。

男女共同参画の取組みは、国際的な動きとともにすすめられてきました。国際社会への理解は、地域社会の男女共同参画推進のためにも必要です。町では、さまざまな機会を通し、異なる文化や風俗、習慣を持つ人々との交流促進をすることにより、お互いの考えや生活を尊重し、理解し合うことができるよう努めます。

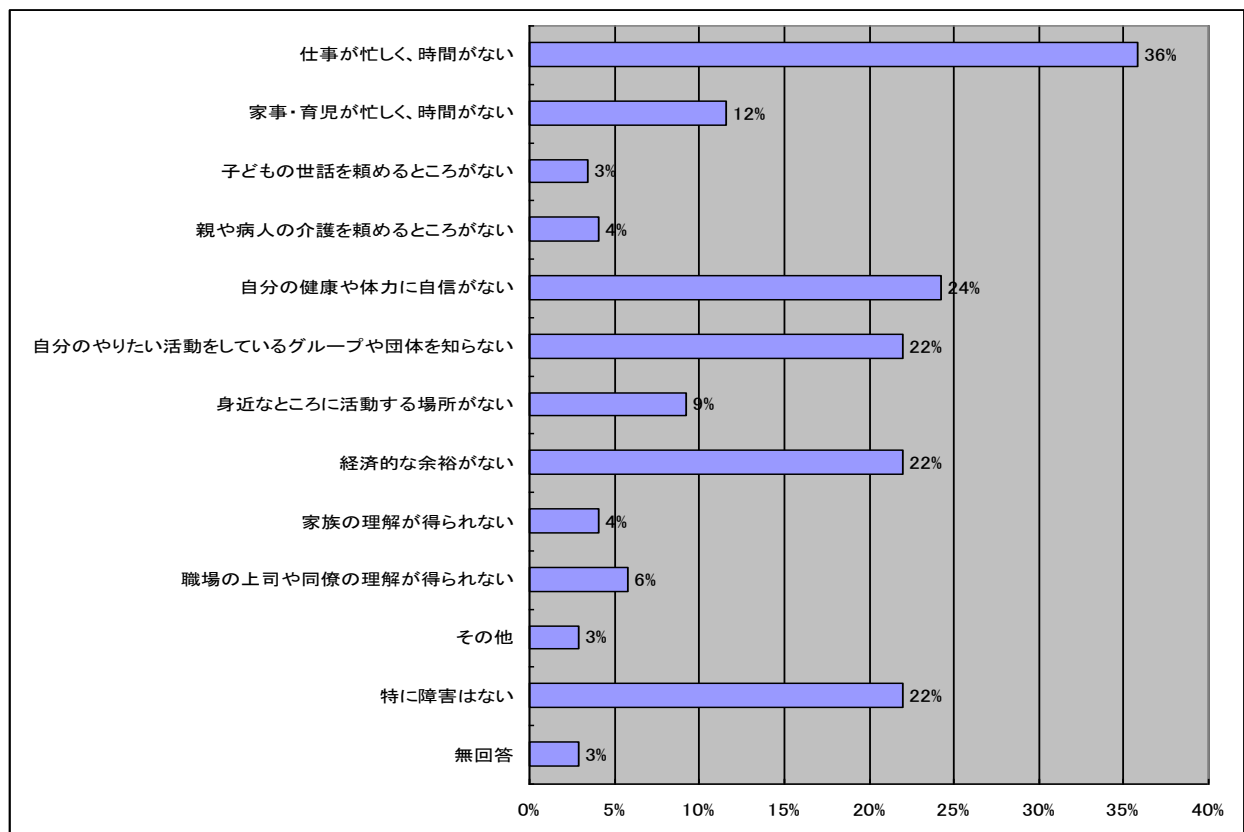
⁴NPO: Non-Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織。

図 1-2：地域活動への参加分野（複数回答）



男女共同参画に関する町民意識調査（H22）

図 1-3：地域活動参加への障害（複数回答）



男女共同参画に関する町民意識調査（H22）

目標（指標）

指標No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
3	ボランティア支援センター登録数（個人団体）	93	200	ボランティア支援センターによるボランティア登録数
4	NPO法人数（法人）	6	増加	小山町に主たる事務所をおくNPO法人数
5	女性消防団員数（人）	8	20	女性消防団に加入した町民の数

- ① 地域活動への共同参画支援
- I 地域活動への積極的参加の支援
 - II ボランティア・NPO 活動への参加支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
6	I 地域活動への積極的参加の支援 ・地域行事や、清掃活動等に男女でともに参加できるようよびかけます。	継続	全庁
7	II ボランティア・NPO 活動への参加支援 ・ボランティアに関する情報提供や福祉体験活動等を紹介し、町民の理解を深めるとともに積極的な参加を呼びかけます。	継続	生涯学習課 社会福祉協議会
8	・個性あるまちづくりに向けて町民が積極的に参画する NPO 活動やその設置について支援します。また、町の次代を担う団体等への参加や交流促進を図るため、学習や交流の場の提供に努めます。	新規	企画調整課 生涯学習課

- ②男女共同参画の視点に立った防災に強いまちづくり
- I 女性消防団の増員や女性防災リーダーの育成

NO.	施策の内容	区分	担当課等
9	I 女性消防団の増員や女性防災リーダーの育成 女性消防団の増員や、女性防災リーダーの育成に努めます。	見直し	生活環境課 小山消防署

③国際的視野に立った男女共同参画

I 国際交流を通しての多様な価値観の理解促進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
10	I 国際交流を通しての多様な価値観の理解促進 ・外国人を招いた活動や ALT ⁵ とのチーム・ティーチング ⁶ などを実施し、学校教育における児童及び生徒の国際理解を深め、交流の様子を広報・ホームページ等で公開します。	見直し	学校教育課

⁵ALT【Assistant Language Teacher】:外国人指導助手。職務内容は、小学校での外国語活動の補助、中学校での英語授業の補助等。

⁶チーム・ティーチング【Team Teaching】:複数の先生でチームをつくり、学級の指導に協力してあたること。

基本目標２ 男女の人権の尊重と自立の意識を確かにする

時代とともに男女平等に対する意識は高まっていますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される性別役割分担意識は、社会の習慣やしきたりの中に根強く残っています。

人権尊重のもと、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会実現のためには、男女の平等と自立に対する意識の改革が不可欠です。

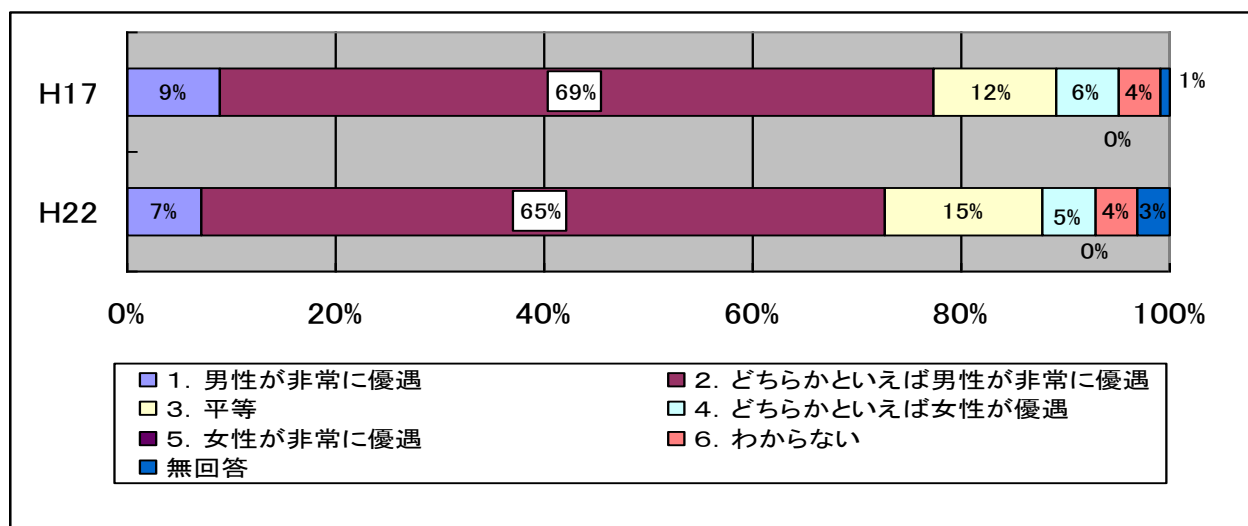
（１）男女共同参画のための意識づくりをすすめる

町民意識調査で「社会全体における男女の平等感」について質問したところ、平成17年に比べ、男性が優遇と答えた人の割合が減ってきてはいるものの、依然として、7割を超える方が、男性優遇であると回答しています。（図2-1）

町では、さまざまな媒体や機会を利用し、広報・意識啓発活動に努め、社会の習慣やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担意識等の見直しなど、各年代に合わせた男女共同参画のための意識づくりをすすめます。

また、男女共に性の特徴を学びあい、互いに人間として尊重し、理解し合える生活態度を育てるよう、努めます。

図2-1：社会全体における男女の平等感



男女共同参画に関する町民意識調査 (H17, H22)

目標（指標）

指標No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
6	「男女共同参画社会」という用語の周知度（％）	70	100	町民意識調査において、「男女共同参画社会」という用語を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合

- ① 広報・意識啓発活動の充実
- Ⅰ 広報紙・ホームページ等による啓発
 - Ⅱ 男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催及び支援
 - Ⅲ 性に対する理解と認識
 - Ⅳ 年代に合わせた意識の普及と啓発

NO.	施策の内容	区分	担当課等
11	Ⅰ 広報紙・ホームページ等による啓発 ・町の広報紙や、ホームページ等を活用し、町民に対し、広く男女共同参画に関する情報提供と意識啓発活動を行います。	継続	企画調整課
12	Ⅱ 男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催及び支援 ・男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催に努め、町民の受講の機会を増やします。	継続	企画調整課
13	Ⅲ 性に対する理解と認識 ・健康課から講師派遣等により、小・中・高等学校の養護教諭と連携し、学校における性教育を推進します。	継続	健康課 学校教育課
14	Ⅳ 年代に合わせた意識の普及と啓発 ・老人会や婦人会等、あらゆる世代に合わせた意識啓発活動を推進します。	継続	全庁

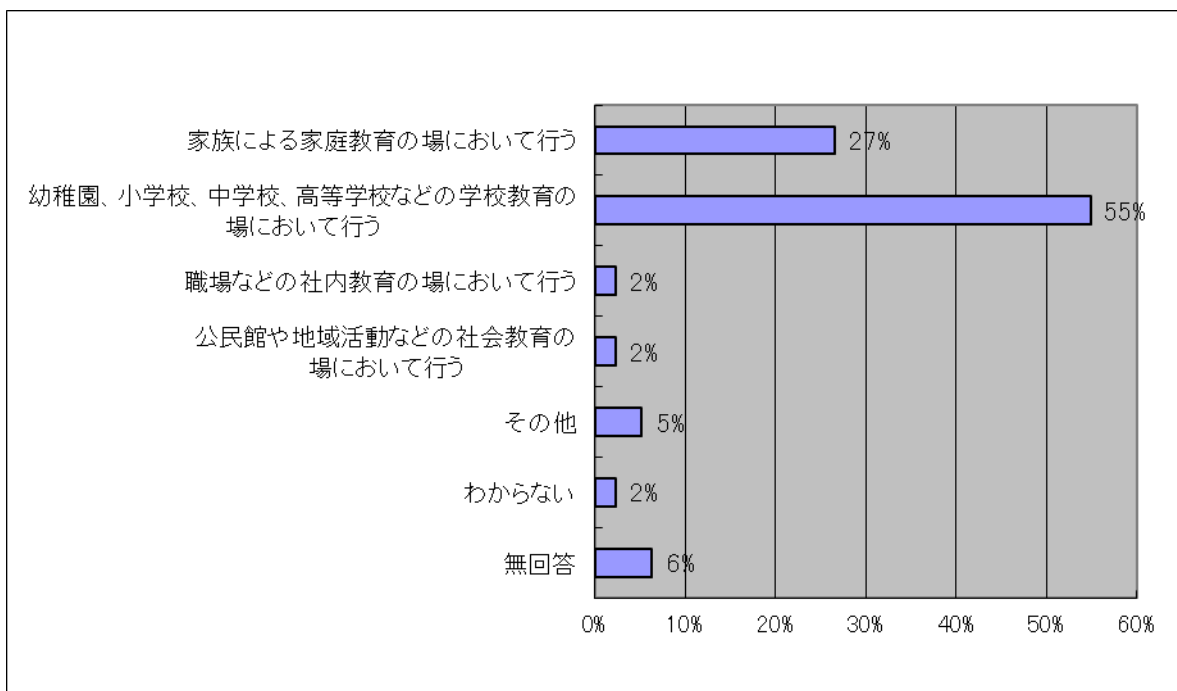
（２） 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る

少子高齢化や家族形態が多様化する中で、男女があらゆる分野の活動に参画していくためには、家庭や職場、教育の場等、さまざまな生活の場においてお互いに協力し、責任を担う必要があります。

町民意識調査で「人権の尊重、男女平等を推進する教育を行うところ」について質問したところ、幼稚園、小学校などの学校教育の場で行うべきと考える人の割合が最も高くなっています。（図 2-2）このため、家庭や地域において幼いころから男女平等を推進する教育・学習の充実に努めるとともに、性別にかかわらず自立した個人として家庭・地域・職場を担う人材が育つように、学校教育の場において個人の尊厳や男女平等に関する教育の充実を図ります。

また、「家庭」「地域」「職場」などのさまざまな生活の場において、生涯を通じた男女平等意識の促進を図ります。

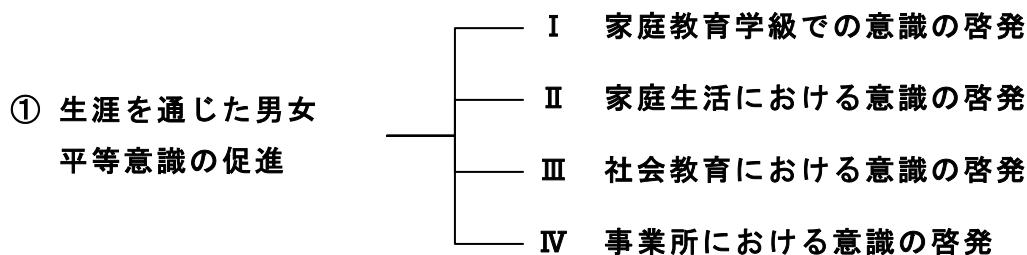
図 2-2：人権の尊重、男女平等を推進する教育を行うところ



男女共同参画に関する町民意識調査（H22）

目標（指標）

指標No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
7	「社会全体」における男女の平等感（%）	15	25	町民意識調査で、「社会全体」において「男女が平等」とする町民の割合
8	男女共同参画社会づくり宣言事業所 ⁷ （事業所）	1	6	男女共同参画社会実現に向け積極的に取り組むことを宣言した事業所・団体



NO.	施策の内容	区分	担当課等
15	I 家庭教育学級での意識の啓発 ・家庭教育学級の内容を充実させ、母親以外の参加者層の拡大と、男女共同参画をテーマに取り上げるなど、学習内容の充実を図ります。	継続	生涯学習課
16	II 家庭生活における意識の啓発 ・パパママ学級 ⁸ 、シニア世代の男性を対象とした料理教室等の講座を開催し、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供します。	継続	健康課 社会福祉協議会
17	III 社会教育における意識の啓発 ・講座の開催など、社会教育事業を通じて、生涯にわたる男女平等意識の育成に努めます。また、性別にとらわれない人権思想の啓発を行います。	見直し	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

⁷ 男女共同参画社会づくり宣言事業所：男女共同参画社会実現に向け、積極的に取り組むことを宣言した町内の事業所・団体。

⁸ パパママ学級：これからお父さん、お母さんになる人たちのための学級。内容は、お父さんのための妊婦体験、沐浴、おむつ交換、安産体操など。

NO.	施策の内容	区分	担当課等
18	IV 事業所における意識の啓発 ・事業所活動において、男女が平等に参画できる機会が確保できるよう、啓発に努めます。	新規	企画調整課 商工観光課



NO.	施策の内容	区分	担当課等
19	I 人権尊重教育の推進 ・男女差別、いじめ問題など、人権問題の解消を目指して相互に理解しあう男女平等教育を推進します。	見直し	福祉課 学校教育課
20	II 男女共同参画の視点に立った進路指導 ・児童や生徒、一人ひとりの希望や個性、能力を尊重した教育の実施・進路指導や生活指導に努めます。	継続	学校教育課
21	III 保護者への意識啓発 ・PTA 活動等、学校行事における男性の参加と方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します。	継続	学校教育課 生涯学習課
22	IV 技術・家庭⁹及び家庭¹⁰教育の推進 ・男女共修で生活自立に必要な技術の習得をすることにより、家族の一員として男女が相互に協働しながら家庭生活を主体的に営む能力と態度を育てる学習を推進します。	継続	学校教育課

⁹ 技術・家庭：中学校の教科。

¹⁰ 家庭：小学校の教科。

（３）男女間の暴力の根絶をめざす

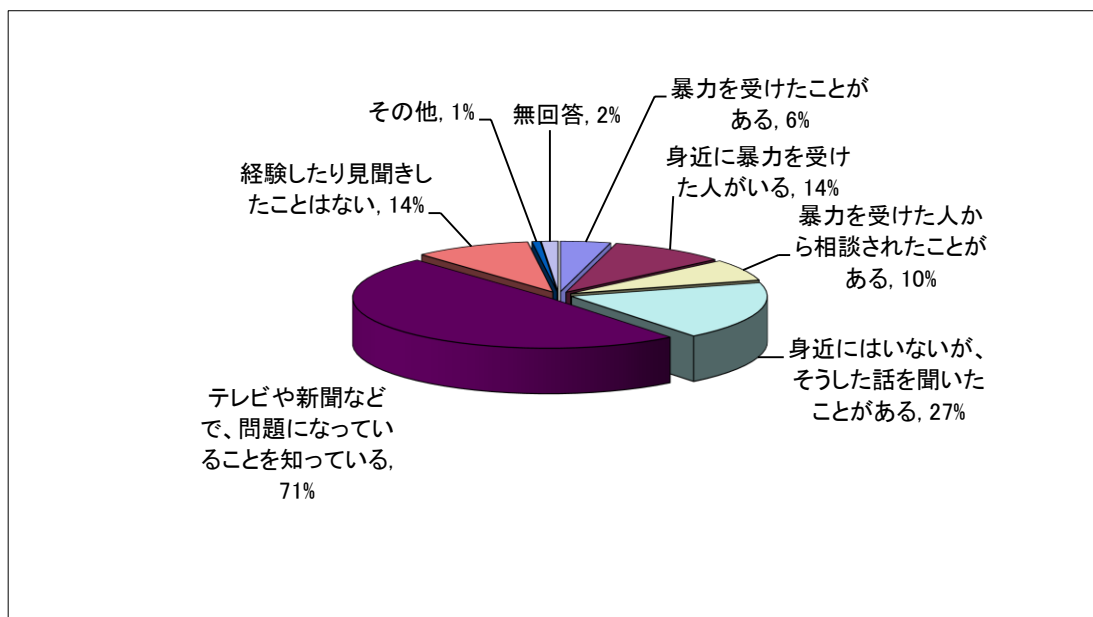
ドメスティック・バイオレンス（以下ＤＶ）¹¹やセクシュアル・ハラスメント（以下セクハラ）¹²などの暴力は、性別による人権侵害であり、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。

男女間の暴力については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称ＤＶ防止法）の施行や、「改正男女雇用機会均等法」におけるセクハラ防止の義務づけ等により、社会的な認識は徐々に広まってきてはいるものの、依然として社会の理解は不十分で、個人、家庭、職場の問題として、潜在化する傾向にあります。

町民意識調査でＤＶについて質問したところ「暴力を受けたことがある」と回答した人は６％であり、その暴力に対して「仕方がないと思い、何もしなかった（３６％）」「怖くて何もできなかった（１４％）」「世間体や今後の不利益を考えると何もできなかった（２１％）」と、“何もしなかった・何もできなかった”被害者も少なくありません。（図２-３）（図２-４）

町では、ＤＶやセクハラ等、男女間における人権侵害行為の排除に向けた取り組みを推進します。

図２-３：ＤＶに関して経験したり見聞きしたこと（複数回答）

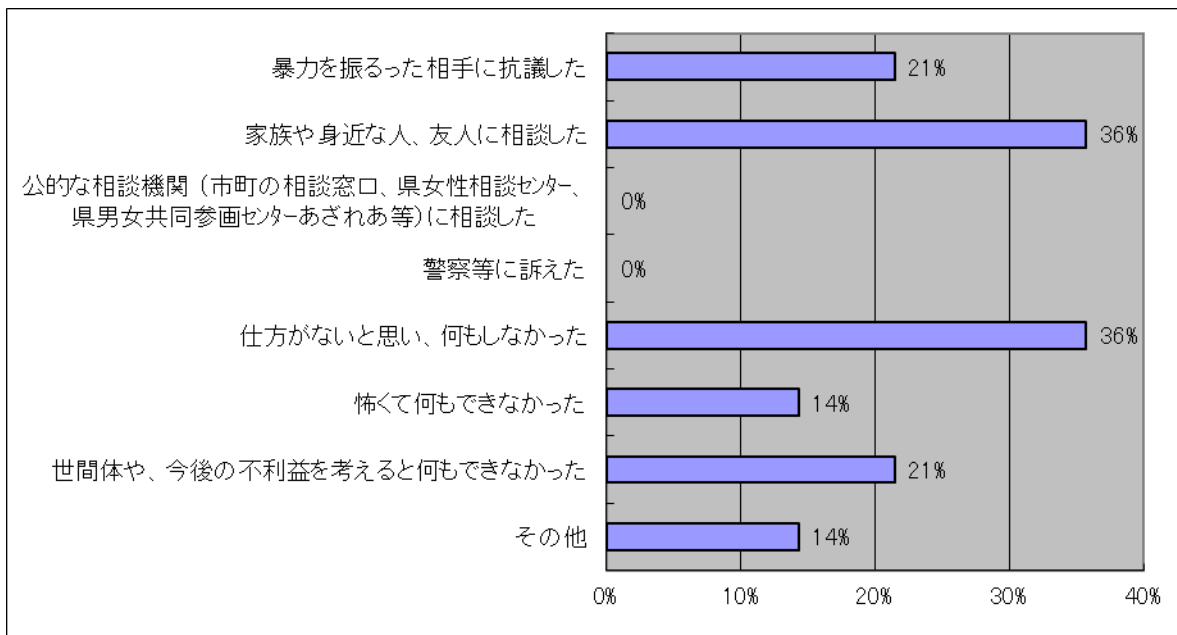


男女共同参画に関する町民意識調査（H22）

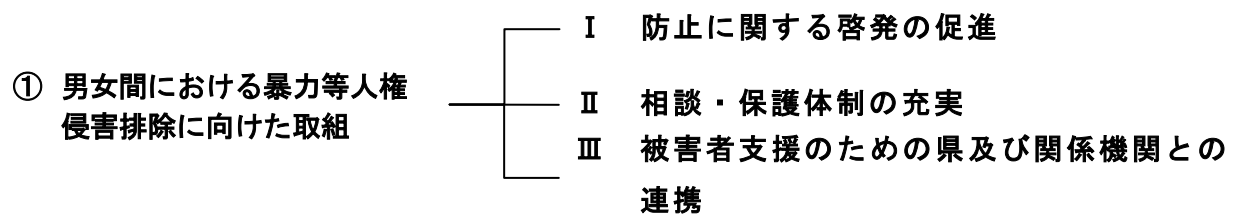
¹¹ ドメスティック・バイオレンス【Domestic Violence, DV】: 配偶者・パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力でなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。略して“DV”と表現することもある。

¹² セクシュアル・ハラスメント【Sexual Harassment】: 性的いやがらせのこと。性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。セクハラと略されることもある。

図 2-4 : D V被害のあとの対応（複数回答）



男女共同参画に関する町民意識調査（H22）



NO.	施策の内容	区分	担当課等
23	I 防止に関する啓発の促進 ・セクハラは人権侵害であるといった社会的な認識や防止関連情報などを提供します。	見直し	企画調整課 総務課 福祉課 健康課
24	I 防止に関する啓発の促進 ・言葉の暴力を含め、DV は人権侵害であり、社会的問題であることを広く周知するなど、暴力防止のための広報啓発活動を行います。	見直し	企画調整課 福祉課 健康課
25	II 相談・保護体制の充実 ・児童相談所、県健康福祉センターなどの関係機関と連携し、問題の早期発見に努め、相談や保護体制の充実を図ります。	見直し	福祉課 健康課 社会福祉協議会

NO.	施策の内容	区分	担当課等
26	Ⅲ 被害者支援のための県及び関係機関との連携 ・緊急に保護が必要な被害者のために、児童相談所、県健康福祉センター、警察、医療機関などと連携を図り、速やかに対処できる環境の整備を図ります。	継続	福祉課 健康課

基本目標 3 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには男女の人権の尊重と自立の意識を確かにするとともに、男女が責任を分かち合うことができるような環境を整備することが重要となります。

そこで、就業機会、労働、子育て、介護等のさまざまな場面で、男女がともに参画しやすい環境の整備をすすめます。

(1) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、男女雇用機会均等法)が昭和61年(1986年)に施行され、男女の雇用の場における不均衡に対する取り組みが行われてきましたが、依然として男女間の格差は解消されていません。

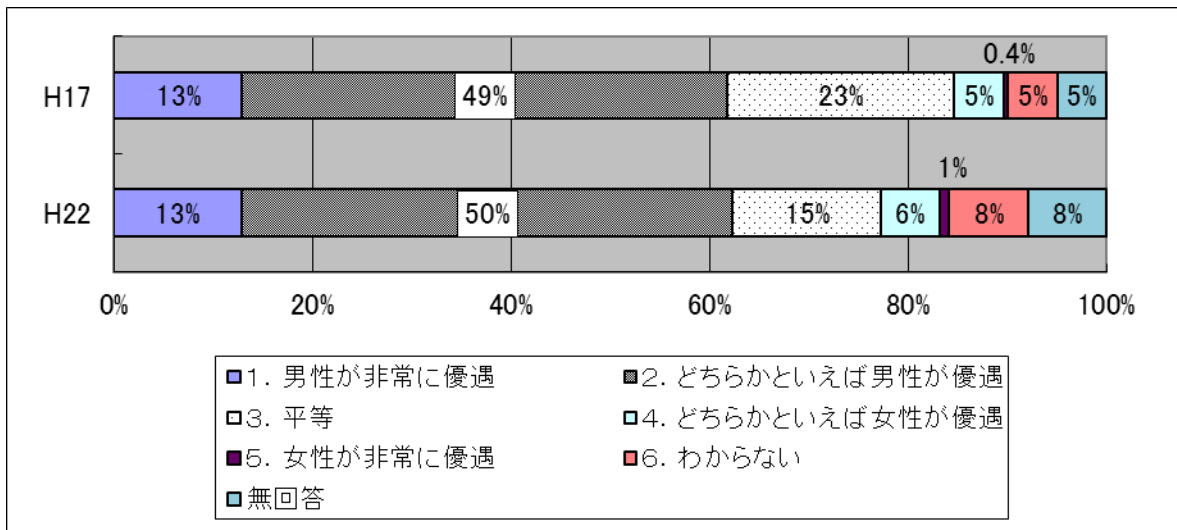
町民意識調査での「職場における男女の平等感」の問いに対して、平成17年、平成22年とも“男性が優遇されている”(「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の計)と感じている人が全体の6割以上でした。(図3-1)

“男性が優遇されている”と回答した人に対してその原因について質問したところ、「日本の社会は仕事優先、企業中心の考え方が強く、それを支えているのは男性だ」という意識が強いから」、「社会通念や慣習やしきたりなどの中には男性優位にはたらいっているものが多いから」と回答した人が男女とも4割を超えています。また、「育児、介護などを男女が共に担うための体制やサービスが充実していないから」「女性の能力を発揮できる環境や機会が十分ではないから」との回答も約3割ありました。(図3-2)

小山町の女性の年齢別就業率は20歳代前半では77.1%と約8割ですが、30歳代前半では57.3%と6割を下回り、その後50歳代まで徐々に上昇するM字曲線を描いているのがわかります。(図3-3)これは、20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産・育児のために仕事を辞める女性が多いためだと考えられます。子育てや家事との両立のため、再就職後の女性の働き方は派遣社員やパートタイムが多くなる傾向にあります。

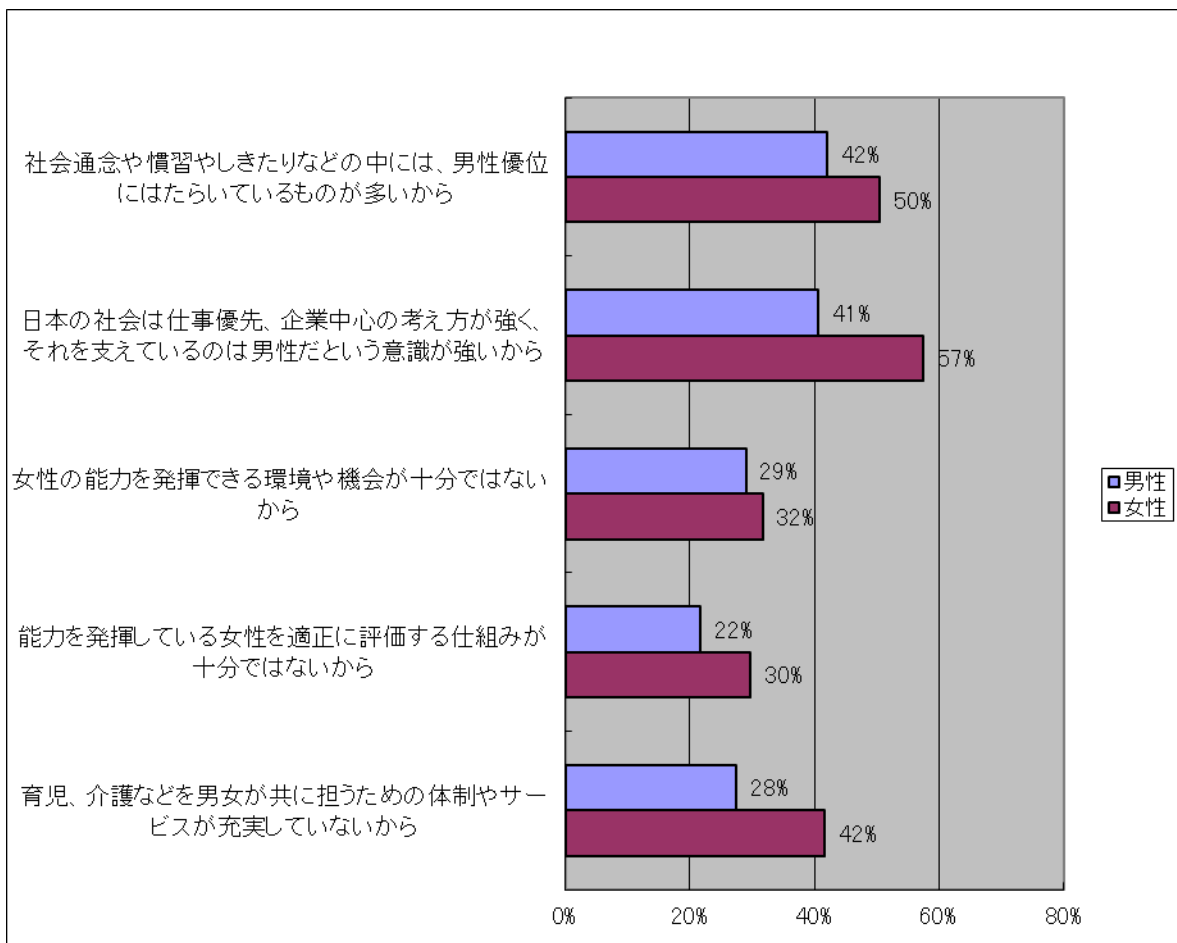
このような現状から、職場における男女共同参画をすすめるとともに、再就職や多様な働き方への支援などに努めます。また、農業・商工業などにおいてもパートナーシップをすすめ、男女ともに能力を発揮できる環境づくりをすすめます。

図 3-1：職場における男女の平等感



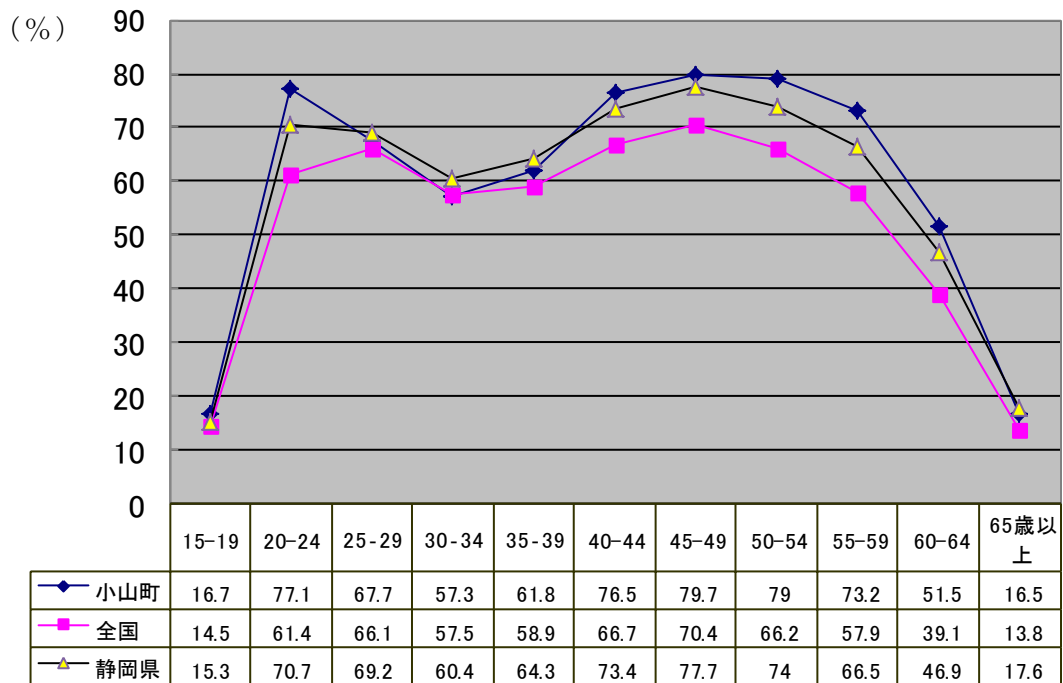
男女共同参画に関する町民意識調査（H17、H22）

図 3-2：男性が優遇されていると感じる原因（複数回答）



男女共同参画に関する町民意識調査（H22）

図 3-3 女性の就業状況



国勢調査（H17）

目標（指標）

指標No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
9	女性就労支援講座開催 (回)	0	1	就労、再就職を希望する女性に 対して行う女性就労支援講座
10	「家族経営協定」 ¹³ 締結 数（組）	1	2	家族経営協定締結家族数

¹³ **家族経営協定**: 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める。

- ① 働く場における男女の
均等な雇用機会と待遇
の確保
- I 男女共同に関する法制度の周知と啓発
 - II 職場における男女共同参画の推進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
27	I 男女共同に関する法制度の周知と啓発 ・町内の事業所等に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法の趣旨を普及させるとともに、労働時間短縮など、雇用の場における男女の均等な機会が確保されるよう働きかけます。	継続	企画調整課 商工観光課
28	II 職場における男女共同参画の推進 ・パンフレット等による啓発を通して、職場での性別役割分担や慣行の見直しに努めます。	継続	商工観光課

- ② 働きたい女性のための
就業援助の充実
- I 就業条件の整備
 - II 女性の就職のための支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
29	I 就業条件の整備 ・育児・介護休業法について、町民ならびに町内事業所等への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児・介護休業制度の活用促進を働きかけます。	見直し	企画調整課 福祉課 商工観光課
30	I 就業条件の整備 ・男女が共に育児休業や介護休業などを取得しやすい環境整備をすすめます。	継続	商工観光課
31	II 女性の就職のための支援 ・就労、再就職を希望する女性を対象として、関係機関と連携し、講座開設等学習機会の提供をします。	継続	商工観光課

③多様な就業形態への支援

I 非正規雇用等に対する法制度の周知

II 女性起業家への支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
32	I 非正規雇用等に対する法制度の周知 ・パートタイム労働者や派遣労働者にも、正規社員と同等に能力を発揮する機会が与えられるように、就労者及び雇用者に対し、パートタイム労働法や労働者派遣法に関する情報提供を行います。	継続	商工観光課
33	II 女性起業家への支援 ・起業しようと希望する女性に対し、経営に関する相談や各種補助制度関連情報の提供に努めます。	継続	商工観光課

④農業・商工業など自営業におけるパートナーシップの確立

I 商工業分野への支援

II 農業分野への支援

NO.	施策の内容	区分	担当課等
34	I 商工業分野への支援 ・男女が共同経営者として協力しあえるよう、青色専従者制度の活用促進や、女性の労働条件の改善支援に努めます。	見直し	商工観光課
35	II 農業分野への支援 ・女性みずからが行う町の特産物を利用した商品開発や販売の拡充を促進します。	新規	農林課 商工観光課
36	・農業に従事する女性の所得確保や就業条件の明確化を図るため、農家を対象に、「家族経営協定」について啓発し、締結を促進します。	新規	農林課

（２）仕事と生活の調和をめざす

少子高齢社会の到来や、家族形態の多様化など、社会経済環境の急速な変化に対応するためには、男女が互いに家族の一員として協力することが求められています。

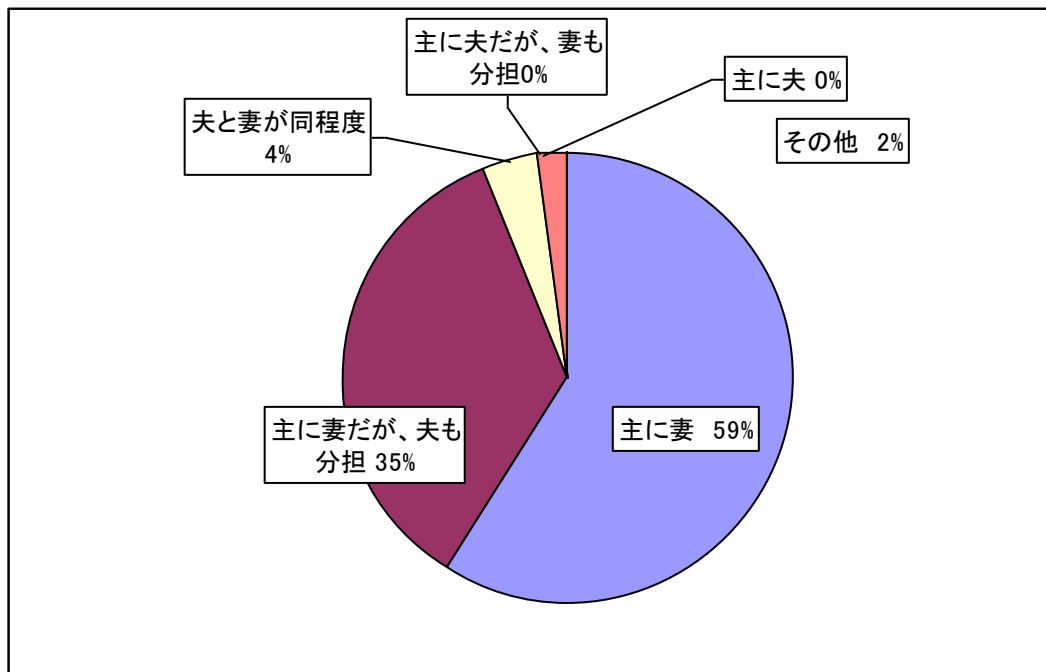
しかし、家事をはじめとする家庭生活における活動の多くは女性が担っているのが現状です。（図 3-4）

また、「女性が働く上での障害」について聞いたところ、「長時間労働や残業」と回答した人が過半数を超えました。また、「結婚・出産退職等の慣行」、「育児施設の不足」や「雇用形態にパートタイムや臨時雇いが多いこと」と回答した人も多くなっています。（図 3-5）

このことから女性が働く上で、子育てや家事との両立が大きな課題となっているといえます。

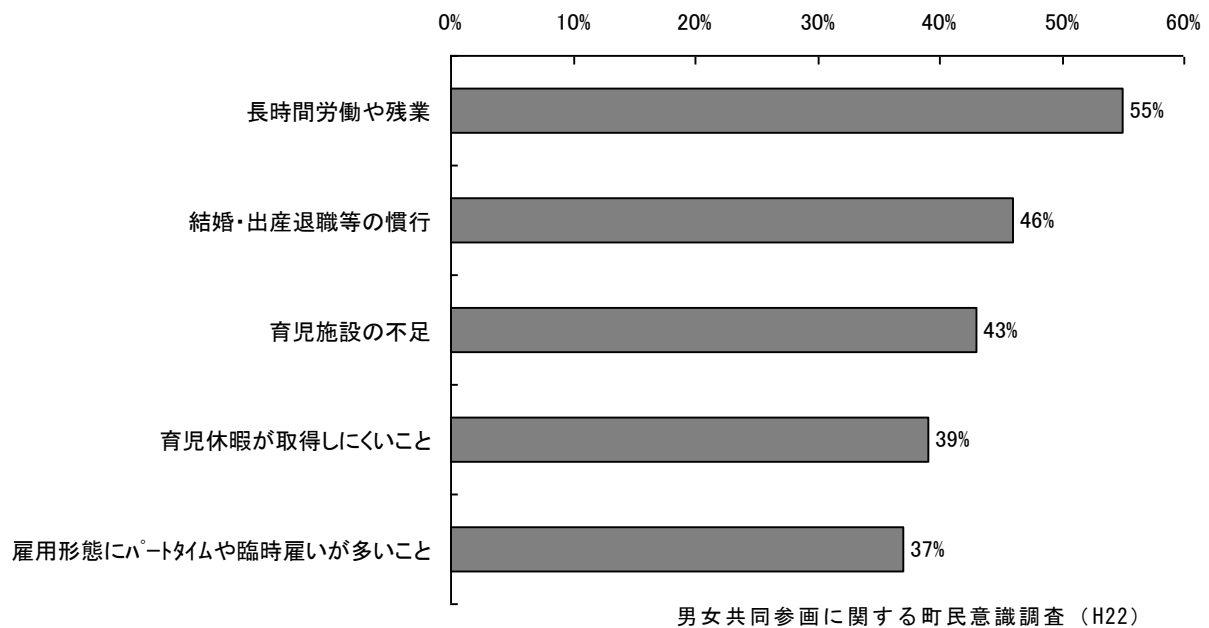
町では、仕事と家庭の両立支援やひとり親家庭等への支援、母子の健康支援などを行い安心して子育てや介護ができる環境づくりに努めます。

図 3-4：家庭内の仕事の分担



男女共同参画に関する町民意識調査（H22）

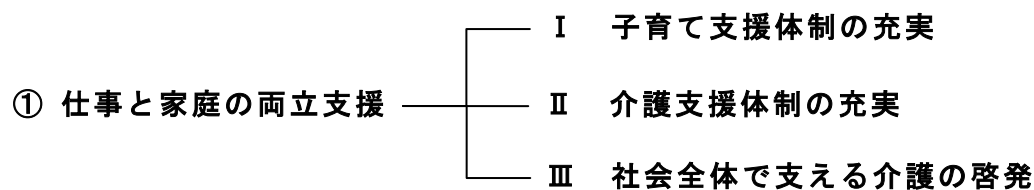
図 3-5：女性が働く上での障害 上位 5 項目（複数回答）



目標（指標）

指標 No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
11	ファミリー・サポート・センター ¹⁴ 会員数（人）	15	45	ごてんば・おやまファミリー・サポート・センター登録会員数
12	放課後児童クラブの実施（箇所）	5	5 (継続)	各小学校区にある放課後児童クラブの継続的实施
13	パパママ学級の参加者数の割合（初産）（%）	パパ 26.9 ママ 30.8 (H21)	パパ 50 ママ 50	出産・育児等に関する知識の普及を図るためのパパママ学級への参加者数
14	一次予防（一般高齢者）介護予防啓発事業（回）	18	18 (継続)	町民を対象とした介護予防事業の継続的な実施
15	ホームヘルパー受講費助成（件）	2	3	ホームヘルパー2 級資格取得者に対する助成

¹⁴ ファミリー・サポート・センター：子育ての手伝いをお願いしたい、子育ての手伝いをしたいという人たちが会員になって、一時的に子どもの世話を有料で行うシステムのこと。



NO.	施策の内容	区分	担当課等
37	I 子育て支援体制の充実 ・延長保育や一時的保育（保育園）、一時的預かり保育（幼稚園）、ファミリー・サポート・センターの活用等、多様な保育形態の充実に努めます。	見直し	福祉課 学校教育課
38	・就労等により保護者が昼間家にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの充実に図ります。	継続	福祉課
39	・働いている人も母子健診や子育て相談・講座に参加しやすいような体制の整備に努めます。	継続	健康課
40	・父親を対象に、子育てへのかかわり方を考えるための講座の開催や情報を提供します。	新規	企画調整課 福祉課 生涯学習課
41	II 介護支援体制の充実 ・介護予防事業を充実させ、利用の促進を図ります。	見直し	健康課 社会福祉協議会
42	・町民に対し、介護制度の周知と理解を促し、より有効な制度の活用にも努めます。	見直し	健康課
43	・介護支援専門員やホームヘルパー等の有資格者の人材確保を行うとともに、新規スタッフについては重点的に研修に参加させ、サービス提供体制の充実に図ります。	継続	健康課 社会福祉協議会
44	III 社会全体で支える介護の啓発 ・介護負担が家族に集中することなく、社会全体で支えあう意識の啓発を行います。	見直し	健康課 社会福祉協議会

②ひとり親家庭等への支援 ——— I ひとり親家庭等の自立支援と生活の安定

NO.	施策の内容	区分	担当課等
45	I ひとり親家庭等の自立支援と生活の安定 ・ひとり親家庭に対し、児童扶養手当や医療費の助成等により、経済的な援助を行うほか、心配ごと相談などを行い、自立支援をします。	見直し	福祉課 社会福祉協議会
46	・ひとり親家庭等に対する各種制度のPRに努め、普及の促進を図ります。	見直し	福祉課

③母子の健康支援 ——— I 健康診断の充実と受診しやすい環境づくりの推進
II 相談窓口ネットワークの推進

NO.	施策の内容	区分	担当課等
47	I 健康診断の充実と受診しやすい環境づくりの推進 ・妊婦の健康管理と出産・育児に関する知識の向上を図るため、産婦人科医師、保健師、助産師、栄養士等による健康指導を行います。	継続	健康課
48	II 相談窓口ネットワークの推進 ・各種相談窓口のネットワーク化を図り、相談事例の研究、対策の検討をすすめます。	継続	福祉課 健康課

（３）生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる

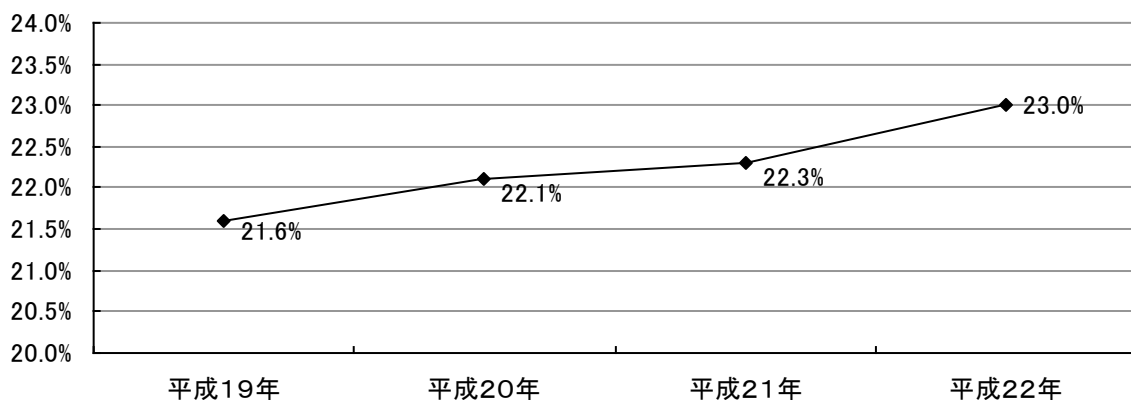
生涯にわたって健康であることは、豊かではつらつとした人生を過ごすために重要なことです。女性のからだには妊娠や出産のための仕組みが備わっており、さまざまな女性特有の問題を心身に抱え込みがちです。一方近年は、男性についても中高年層の自殺や更年期の問題などが指摘されるようになってきました。

また、少子高齢化が大きな社会問題になっていますが、小山町においても65歳以上の高齢者の割合は年々増加しており、高齢化がすすんでいます。（図3-5）

町では、健康に関する正しい知識や理解を得るための講演会や講座の開催、各種健（検）診の受診率向上を図るなど、健康を保持するための施策をすすめます。

また、障がい者や高齢者が自立した日常生活を送りながら、社会とのつながりを保ち続けることができるよう、就労機会の確保や生涯学習の推進などに努めます。

図 3-5：小山町の65歳以上の高齢者の割合



住民基本台帳（H19～H22、各年4月1日現在）

目標（指標）

指標No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
16	町民講座の実施（回）	5 (H21)	5 (継続)	生涯学習事業として行っている町民向けの講座の実施
17	がん検診受診率（%）	平均 35.2 (H21)	平均 50	肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの平均受診率

指標No.	指標名	現状値 (H22)	目標値 (H28)	指標の説明
18	ふれあい ^{サロン} 茶論 ¹⁵ 実施 (回)	104	増加	高齢者を対象とした地域巡回型のミニデイサービスの実施
19	相談窓口の開設 (回)	週 1	週 1 (継続)	民生委員による福祉総合相談窓口の実施
20	シルバー人材センター 会員数 (人)	264	280	高齢者の就労場所のひとつであるシルバー人材センターに登録している会員数



NO.	施策の内容	区分	担当課等
49	I 生涯学習事業の推進 ・生きがいづくりのための講座や教室を開催します。	継続	生涯学習課 社会福祉協議会
50	II 健康を保持するための施策の充実 ・健康講座や講演会を開催し、町民一人ひとりの健康に対する意識を高め、総合的かつ効果的な健康づくり対策をすすめます。	継続	健康課
51	・疾病の予防と早期発見のため、各種健(検)診の受診率の向上を図り、町民の健康増進を図ります。	継続	健康課
52	・更年期や思春期の悩み等、各世代の個別の相談に応じ、心身の健康に関する指導や助言を行います。	継続	健康課

¹⁵ ふれあい^{サロン}茶論: 高齢者を対象とした地域巡回型のミニデイサービス。おしゃべりやゲームなど、たくさんの人と触れ合うことにより、高齢者の生きがい・健康づくりをすすめる事業。各地区の公民館等で社会福祉協議会事業として実施。

NO.	施策の内容	区分	担当課等
53	Ⅲ 生活安定への支援 ・福祉総合相談を実施します。	継続	社会福祉協議会
54	Ⅳ 障がい者・高齢者への活動支援 ・町の高齢者の雇用場となるシルバー人材センター事業を促進します。	継続	健康課
55	・各種福祉団体の活動を支援します。	継続	社会福祉協議会
56	・就労支援事業所等の運営を支援し、障がい者の社会参画をすすめます。	継続	社会福祉協議会

第 4 章 計画の推進方法

1 計画の推進方法について

1 庁内推進体制の充実

各施策の実施等については、担当課等を中心として庁内の連絡調整を図りながら、企画調整課を推進担当窓口として各施策の進行状況の管理を行い、計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 計画の進行管理及び点検・評価・情報公開

計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価・情報公開を進め、施策に反映させます。

3 広報・啓発活動の充実

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の改革が最重要課題です。そのため、町民や事業所、各種団体等に対して、理解と協力を深めるための広報及び啓発活動を行っていきます。具体的な取り組みとして「広報おやま」や町のホームページによる広報活動の充実や、学校教育・社会教育などの機会を捉えた教育・学習の充実に努めていきます。

また、町施設はもとより、事業所等に冊子を配布するなど、計画周知に努めます。

4 町民及び事業所や各種団体の理解と協力

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく町民一人ひとりの意識改革がなければ推進できません。そして、町民はもとより事業所や各種団体等の理解、協力のもと、「家庭」「地域」「職場」「学校」とそれぞれの領域において幅広い取り組みをすることにより、問題を解決することができると考えます。そのために、町民及び事業所や各種団体と連携すると共に、アンケート等により意見を聴取し、各施策の評価を行い、計画の推進に努めます。

5 国・県等への働きかけ

この計画の推進を図るため、国や県、近隣市町等関係機関と連携を図りながら総合的かつ効果的に推進します。また、法制度の整備など、町の取り組みだけでは解決が困難なものについては、その実現に向けて国・県に対して働きかけていきます。

参 考 資 料

- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定の経過
- ・ 小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員会要綱
- ・ 小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員名簿

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 法律第 78 号)

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(男女共同参画会議)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

(1) 略

(2) 附則代 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条ならびに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

第3次小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定の経過

年 月	小山町男女共同参画社会 づくり行動計画策定委員会	小山町男女共同参画社会 づくり行政委員会・幹事会	町 民
平成22年6月		16日 第1回行政委員会・幹事 会合同会議 ・作業スケジュールの概要	男女共同参画に関する 町民意識調査実施
7月		13日 第2回幹事会 ・現状の問題点の把握	
	29日 講演「男女共同参画の現状と課題」 (講師 静岡大学 日詰一幸教授)		
	29日 第1回策定委員会 ・委員委嘱 ・策定方針説明		
10月		7日、18日、22日 幹事会を3つの作業部会に分 け開催 ・施策の方針、施策の方向、 施策の内容について検討 28日 第3回幹事会 ・部会作成の体系及び施策につ いて検討	
12月	15日 第2回策定委員会 ・行動計画案について検討	6日 第2回行政委員会及び 第4回幹事会合同会議 ・行動計画案作成及び検討	
平成23年1月			パブリックコメント 実施 (1/4~2/3)
2月	23日 第3回策定委員会 ・行動計画案の取りまとめ・ 承認		
3月	23日 町長へ報告		

小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりを目指す小山町男女共同参画社会づくり行動計画（以下「計画」という。）を策定するため、小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の調査、検討及び立案を行う。

2 委員会は、計画の調査、検討及び立案が終了したときは、速やかに町長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体及び事業所の代表者
- (3) 公募による者
- (4) 町職員

3 委員は、前条第2項の規定による報告が完了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成12年1月20日から施行する。

附 則

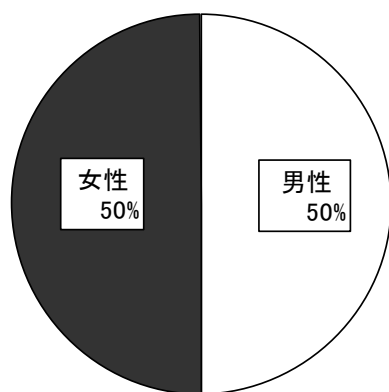
この告示は、平成22年7月27日から施行する。

小山町男女共同参画社会づくり行動計画策定委員名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏 名	所 属 等
委員長	戸 枝 浩	小山町教育長
副委員長	池 谷 洋子	公募委員
委員	池 谷 みゆき	小山町連合婦人会長
委員	高 橋 豊宏	小山町社会教育委員会委員長
委員	太 田 博美	小山町 P T A 連合会母親委員会委員長
委員	藤 田 貴久	小山町校長会推薦
委員	重 見 尚希	小山町企業懇話会推薦
委員	土 屋 美恵子	公募委員
委員	池 谷 正徳	小山町商工会推薦
委員	尾 上 サトル	知識経験者 (前小山町民生委員・児童委員協議会長)
アドバイザー	日 詰 一幸	静岡大学人文学部教授

策定委員会の男女比率



策定委員会は男性 5 人、女性 5 人の
計 10 人で構成されています。

第3次小山町男女共同参画 社会づくり行動計画

発 行 平成23年 3月

編 集 小山町企画総務部企画調整課
(広報広聴・秘書スタッフ)

〒410-1395 駿東郡小山町藤曲57-2

電 話 0550-76-6135

F A X 0550-76-4633

e-mail kouhou@fuji-oyama.jp